長崎県	宮崎県	福岡県
長崎市	延岡市	北九州市
島原市	椎葉村	福岡市
平戸市	日之影町	久留米市
雲仙市		直方市
長与町		飯塚市
波佐見町		筑後市
新上五島町		行橋市
		小郡市
		太宰府市
		うきは市
		宇美町
		篠栗町
		水巻町
		岡垣町
		広川町
		みやこ町

○国土交通省告示第千四百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂の奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県有田郡有田川町大字修理川

字一ノ瀬　六七七番　一号及び十三号

六五二番　二号から五号まで及び八号から十一号まで

六五〇番　六号及び七号

六七六番　十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県日高郡由良町大字小引

字黒山谷　三八一番一　一号

三六三番　二号

五九五番一　三号

五九四番　四号から六号まで

五九三番　七号

五八九番一　八号

五九〇番　九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯ノ谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼

字津越　四五五番三　一号

四五五番一　二号、三号及び十五号から十八号まで

四五六番一　四号、五号、十三号及び十四号

四五七番一　六号及び十号から十二号まで

字湯ノ谷奥　四九七番　七号から九号まで

○防衛省告示第二百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月十五日

防衛大臣　稲田　朋美

日時	平成二十八年十二月二十二日（予備、同月二十三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区域	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四七分一二秒 (イ)　北緯三二度二〇分一二秒 (ウ)　東経一二八度四五分五二秒 (エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦等	自衛艦九隻
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　四号	古河市柳橋字宮下一五四七番一から同市柳橋字宮下一五三二番三まで　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
〃	古河市大和田字香取前二七〇二番一から同市大和田字二十五里寺一八四三番一まで　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月十六日

○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十五日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百五十三号	豊田市明川町岩立八番六五から同市明川町岩立八番二二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月十五日